

「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」 千葉県ブース設置・運営業務に係る仕様書（公募用）

1 事業名

「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」千葉県ブース設置・運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）

3 事業の目的

令和8年2月18日（水）～20日（金）に幕張メッセにおいて、一般社団法人全国スーパーマーケット協会が主催する「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」に千葉県ブースを設置し、県産農林水産物の全国に向けての販路拡大を支援する。

4 委託業務の内容

「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」千葉県ブースの設置・運営にあたり、以下の業務を実施する。なお、会場の規定、指示等は遵守し、主催者から追加事項がある場合にも対応すること。

また、千葉県ブース内に設置する出展事業者（以下「子出展者」とする。）の募集と子出展者の決定は県が行う。

（1）千葉県ブースの設置

ア ブース構成

- ・千葉県ブースは8小間（1小間あたり9㎡（3m×3m））・18子出展者とする。
- ・子出展者スペースは16子出展者分を確保すること。（1子出展者あたり1.25m×1.7m程度）うち1子出展者分のスペースは、日替わりで子出展者が変わり、計3子出展者が出展できるようにすること。
- ・子出展者ごとにカウンター、カウンターチェアを用意すること。
- ・共有スペース（給排水設備、業務用冷凍冷蔵庫及び電源の確保、スチール棚、ハンガーラック、ハンガー、床置きカタログスタンド）は別途設置すること。
- ・子出展者の都合で、電気工事、特別な装飾等が必要な場合、子出展者が費用を負担することとし、調整、精算は、直接子出展者で行うこと。
- ・子出展者及び来場者の円滑な動線となるよう配置すること。特に千葉県ブースを訪れる来場者の動線に出来るだけ偏りが生じないよう留意すること。
- ・千葉県ブースについては、LEDやスポットライト等を効果的に活用し、明る

くし、照明位置について子出展者の要望を可能な限り要望に応えること。

- ・千葉県ブースの出展位置及び縦横サイズについては、出展申し込み後に主催者から通知されるため、提案時の縦横比と異なった場合でも、全体的な経費を変更することなく、提案時と同様の内容で実施できるようにすること。）

イ 装飾

- ・来場者に対し、千葉県ブースであることが明確に伝わる装飾であり、インパクトを与えるデザインであること。また、全体の装飾はチーバくんや農林水産物のデザインを含み、千葉県のイメージを連想させる統一感のあるものとする。
- ・4つの分類（農産物・水産物・畜産物・食のちばの逸品※）での連帯性を持たせつつ、全体での統一性に留意すること。
※県が実施する県産農林水産物を主な原料とする加工食品コンテスト
- ・装飾工事の基準は、第60回スーパーマーケット・トレードショー2026の出展細則によることとし、必要な手続き等を行うこと。

（2）千葉県ブースの運営

ア 子出展者との調整、手続き

子出展者の出展までに係る調整、手続き等の全ての業務を行うこと。

- ・主催者が開催する出展者説明会への出席及び子出展者向けの説明会を実施すること。
- ・各子出展者の出展内容を取りまとめ、主催者へ提出すること。
- ・各子出展者から60,000円（日替わり出展者は20,000円）の出展負担金の徴収を行い、本事業の費用に充てること。
- ・各子出展者へ配布する招待状の発送、試食や会場への搬出入等を含む出展に係るトレードショー事務局と子出展者の調整をすること。

イ 配布資料の作成

子出展者を紹介する配布資料を企画し、見開きA3サイズ以上で1,000部以上作成すること。

ウ 会場での対応

- ・開催期間中、ブース内の美化に務めること。業務にはゴミ処理も含み、必要に応じ、ゴミ箱を設置すること。
- ・各日ブースからの出展者のゴミの回収処理について、希望する出展者を確認し、対応すること。この際は、希望する出展者に対して別途有料での対応も可能とする。

エ 効果測定の実施

子出展者を対象とした商談のマッチング実績等に関する調査票を作成し、会期終了直後と一定期間を置いた後の追跡調査を実施すること。

（3）独自提案（付帯提案）

（1）（2）以外に本業務の目的を達成するために有効な提案があれば、独自の

企画を提案することとする。なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

5 報告書の作成

本業務を受託した団体は、業務終了後30日以内又は、業務実施年度内のうちいずれか早い期限に実績報告書を提出すること。千葉県ブースの記録写真の撮影を行い、データ納品するとともに、新聞、メディア等の掲載記事、情報を開催記録として収集すること。

※トレードショー全体の開催報告書及び報告映像はトレードショー事務局が作成するため、その補足として千葉県ブースの開催記録をA4用紙2～3ページ程度で作成すること。

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- (3) 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。

7 納品物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

8 業務実施体制

- (1) 本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。
- (2) 事業スケジュール表を作成し、準備から開催までのスケジュール調整、進捗管理を行うこと。
- (3) スタッフの派遣や配置、必要かつ適切な人員配置を行うこと。

- (4) 企画運営は県関係課、関係機関及び出展団体等と十分連携しながら行うこと。

9 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含むものとする。ただし、備品購入費は含めないものとする。

10 留意事項

- (1) 本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 本件に関し、疑義が生じた場合及び要項に記載のない事項については、県と協議すること。
- (4) 本業務の受託者は、業務の全部または一部について、県の承諾をなしに他者に再委託をすることはできない。
- (5) 安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。
- (6) 受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、商談会参加者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。
- (7) 本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。
- (8) 自然災害の発生等、やむを得ない事情により本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。
- (9) 本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に定めるとおり取り扱うものとする。
- (10) 業務の実施及び契約の履行に当たっては、別記「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。